

Q 裁判員(候補者)は、どこの裁判所に行くのですか？

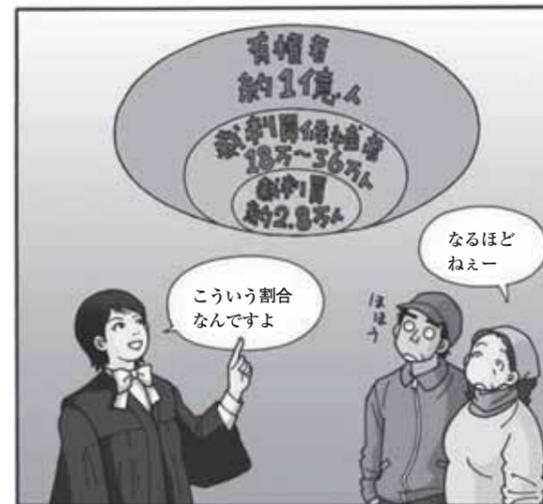


A 基本的にお住まいの場所の最寄りの地方裁判所です。

裁判員裁判は、地方裁判所の本庁50カ所(都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路)、地方裁判所の支部10カ所(八王子、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山)で行なわれます。このうち、原則として、裁判員候補者のお住まいの場所を管轄する裁判所に来ていただくこととなります。



Q 裁判員等には選ばれる確率はどれくらいですか？



A だいたい3,500人に1人と見込まれています。

裁判員を選ぶ選任手続のために何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに、裁判所が決めることとなります。仮に通常の事件で50人程度、審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、平成17年の裁判員制度の対象となる事件が全国で約3,600件であったことを前提に試算すると、1年間に18万人～36万人の人に裁判所に来ていただくこととなります。確率で言うと、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに裁判員候補者として裁判所に来ていただく人は約300～600人に1人程度(0.18～0.35%)、そして、実際に裁判員または補充裁判員として裁判員裁判に参加していただくのは約3,500人に1人程度(0.03%)となります。

裁判員制度に関するお問い合わせは……
熊本地方裁判所 ☎325-2121

法の日を迎えて

裁判員制度の円滑なスタートのために

問い合わせ先 熊本地方裁判所 ☎325-2121

10月1日は「法の日」

人々が幸せな生活を送るためには、個人の自由が保障されなければなりません。しかし、それは個人個人の言論や行動が無制限に許されるということではありません。なぜなら、個々人は同じように尊重されるべき自由を持っており、それぞれの自由が衝突することもあるからです。そのような場合に、法は、個人個人との自由の調和を図って、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たすこととなります。

また、法は、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続きの下で行なわれるようにし、国民の権利を守るという役割も果たしています。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように設けられたものです。ぜひこれを機会に、法や裁判の問題を皆さん自身の問題として考えていただきたいと思います。

裁判員制度

国民が刑事裁判手続に参加する裁判員制度が平成21年5月21日からスタートします。裁判所では、選任手続も含めた裁判員裁判の模擬裁判を行ない、わかりやすい審理のあり方や辞退事由の判断のあり方を検討するとともに、参加する国民の皆さんの事情に即した環境整備を進めています。また、全国各地で、裁判員制度説明会や映画上映会などを多数行なうなど、裁判員制度の実施に向けた準備を進めています。今後も裁判所は、裁判員制度が円滑にスタートできるように、より具体的な検討・準備を行なっていく予定です。

「法の日」週間のイベント

裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年全国各地で講演会など各種の行事を実施しています。今年の「法の日」週間は、12月ごろには裁判員候補者名簿に載った人に通知が届くなど、いよいよ制度が動き出す直前の時期に当たることも踏まえ、全国各地で模擬裁判、映画上映会や模擬評議体験など裁判員制度に関するさまざまな催しを行ないます。皆さんの参加をお待ちしています。各地の裁判所での催しは、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp>)で紹介しています。

裁判員制度に関するQ&Aやパンフレット、広報用映画の配信などは、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で行なっていますので、ぜひアクセスしてください。また、裁判員制度の審理をメインに描いた広報用映画の第3弾「審理」のDVDとビデオを全国の地方裁判所総務課で貸し出しています。ぜひ、ご覧ください。



裁判員制度広報用映画「審理」